

じたる也、曲尺にては一尺二寸に當る也、くじら尺と云は、鯨魚の鬚にて作りたるゆへの名也、是は曲尺を四つに切りて、五つよせて、其長さを一尺にしたる尺也、是も一寸には十分づ、有り、一尺には十寸づ、有也、前に云ふ所の成陽の例に准じたる也、くじら一尺は、曲尺にては一尺二寸五分に當る也、今世通用衣類を裁ち縫ひをするに用ゆる也、曲尺は、今世日本にて匠工の用ゆる尺也、則商の營造尺と同じ事也、くろがねを鍊のべてつくるゆへに、かね尺と云ふ也、

〔經濟錄律曆〕日本ノ度ハ、唐ヨリ受傳ヘタリト云フ、昔ノ尺ハ、今姑略シテ論ゼズ、當代用ル處ノ尺四種アリ、○中略願クハ種々ノ尺ヲ止テ、萬事ニ曲尺一ツヲ用ル様ニアリタキモノナリ、

〔槐記〕享保九年五月八日

兼テ指上置候度量ノ考古譯通説御返シ、字ノ誤ドモ訂正ス、ソレニ付兼々御ウハサノ三器通考ヲ御カシアルベキノ由仰ラル、

〔田園地方紀原上〕町段畝歩の考附間竿尺寸ノ考

本朝度制略考云、本朝古の大尺唐制を承たると云事、其明證なしと雖ども、法令萬緒十に八九は唐に承たる事、律令以下にて見つべく、且後成恩寺關白抄令及貝原篤信和爾雅中村迪齋三器略中根元珪律原荻生徂來度考伊藤原藏通制等の一公五儒も齊しく唐制に承たりと云ふ、